

支援自動販売機及び防犯カメラの設置並びに管理に関する協定書（案）

宗像市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人元気種つと（以下「乙」という。）とは、支援自動販売機（以下「支援自販機」という。）及び防犯カメラの設置並びに管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が設置する支援自販機の売上げにより宗像市内に防犯カメラを設置し、甲の安全安心なまちづくりを支援することを目的とする。

（設置）

第2条 乙は、甲が指定する場所に乙が指定する飲料メーカーの支援自販機を設置し、乙の自己管理の下に商品を販売する。

2 乙は、支援自販機の売上げに応じた個数（具体的個数は甲乙協議により別途定める。）の防犯カメラを甲が指定する場所に設置する。防犯カメラの機種については甲乙協議により定める。

（遵守事項）

第3条 乙は、前条に基づき支援自販機及び防犯カメラを設置するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 設置場所を変更する必要がある場合には、甲の承認を得ること。
- （2） 支援自販機を自動販売機メーカー据付基準及び日本工業規格据付基準に基づき設置すること。
- （3） 防犯カメラを福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（平成19年8月福岡県策定）及び宗像市防犯カメラの設置及び運用に関する要領に従って設置、運用すること。
- （4） 支援自販機と併せて空缶等の回収箱を設置すること。
- （5） 防犯カメラの画像データの所有権及び運用権については甲に帰属するものとする。
- （6） 防犯カメラの耐用年数は5年間とし、耐用年数経過後は新品に更新するものとする。

（施設への立入り）

第4条 乙は、支援自販機の商品の補充、代金の回収、保全修理その他維持管理（以下この条において「補充・回収・維持管理等」という。）のために甲が指定する施設へ立ち入ることができる。乙が補充・回収・維持管理等を委託した第三者も同様とする。

（維持管理）

第5条 支援自販機の維持管理及び空缶等の回収並びに防犯カメラの維持管理は、乙の責任において、乙及び乙が指定するメンテナンス業者が行うものとする。ただし、支援自販機及び防犯カメラの故障、不具合等が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、当該故障、不具合等の修理等に係る費用は、甲が負担する。

2 甲は、支援自販機及び防犯カメラの保全及び維持に協力するとともに、故障発生時には直ちに乙に通報するものとする。

（費用負担）

第6条 支援自販機及び防犯カメラの設置に伴う電気使用について、乙又は乙の指定する飲料メーカーは、直接電力会社と契約するものとする。

2 支援自販機及び防犯カメラの設置、撤去に係る費用並びに維持管理に係る費用は、全て乙の負担とする。ただし、行政財産使用料及び公園占用料については減免とする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。ただし、有効期間満了日の1年前までに甲乙いずれからも書面による協定の解除又は変更の意思表示がない場合は、この協定の有効期間を更に5年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除又は変更）

第8条 甲は、乙がこの協定に違反したとき、又は甲がこの協定の目的を達成することができなくなったと認められたときは、前条の規定にかかわらず、この協定を解除又は変更することができる。

（原状回復義務）

第9条 乙は、この協定の有効期間が満了したとき、又はこの協定が解除されたときは、支援自販機及び防犯カメラを撤去するとともに、各設置場所を原状回復しなければならない。

（損害賠償義務）

第10条 乙は、支援自販機及び防犯カメラの設置に伴い、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（情報の取扱い）

第11条 乙は、この協定の履行を通じて取得する全ての情報を秘密とし、国内の関係法規に従い適正に取り扱わなければならない。この協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

（権利義務の譲渡等）

第12条 乙は、この協定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

（補則）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 宗像市東郷一丁目1番1号

宗像市長 谷井 博美

乙 福岡市中央区高砂1丁目2番4号 C-SABLEビル2階

特定非営利活動法人 元気種つと

理事長 中垣 一史